

## 地域の街歩きツアー発信事業実施委託事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

### 1 目的

都内の観光協会等の観光振興団体（以下「観光協会等」という。）が都内で行う街歩きツアー等（以下「ツアー」という。）を一括して情報発信することで、観光協会等のツアーの認知度向上につなげ、国内外からの旅行者の参加を促すとともに、都民の東京への魅力の再認識や愛着の醸成を図る。また、オープニングイベントを開催することで、発信力の強化を図る。

については、企画力・実施能力等に最も優れた委託事業者を選定するに当たって、標記事業における委託事業者をプロポーザル方式で募集し、企画審査会を実施する。

### 2 委託内容

仕様書のとおりとする。

### 3 事業提案上限額

金59,000,000円

※ 上記金額は、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む総額とする。

### 4 契約の履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 5 選考について

選考は、以下の手順及び日程で行う。

- (1) 公募開始及び希望申出受付開始  
令和2年2月26日（水曜日）
- (2) 公募締切  
令和2年3月3日（火曜日）正午
- (3) 企画審査会への指名通知  
令和2年3月4日（水曜日）
- (4) 実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間  
令和2年3月4日（水曜日）から令和2年3月6日（金曜日）正午
- (5) 実施要領及び仕様書に関する質問への回答  
令和2年3月9日（月曜日）（予定）
- (6) 企画提案書及び見積書等の提出期限  
令和2年3月17日（火曜日）（午後5時 必着）
- (7) 企画審査会実施日  
令和2年3月25日（水曜日）

(8) 審査結果の通知

令和2年3月26日(木曜日)(予定)

6 企画審査会について

(1) 実施日

令和2年3月25日(水曜日)

(2) 実施場所

東京都新宿区山吹町1-1番地1

測量年金会館3階 中会議室

(3) 実施方法

応募者(1社3名以内)のプレゼンテーションとする。

(4) その他

- ・ 各社15分以内で企画提案書及び見積書について説明し、その後10分間の質疑応答を行う
- ・ 開始時刻等の詳細は、別途指名業者宛て通知する

7 企画審査会に必要な提出物と提出方法

(1) 提出物

ア 企画提案書

企画提案書は、仕様書に基づき、原則以下に指定する順番にてA4用紙で提出すること。企画書のタイトルは『地域の街歩きツアー発信事業実施委託』とすること。

① 運営体制と業務実績

(ア) 事業の運営体制(人員配置、役割分担)。再委託の場合は再委託先を含む。

(イ) 業務責任者及び本業務に携わる職員の略歴(業績を含む)

(ウ) 業務スケジュール

(エ) 街歩きイベント等に関する業務実績

② イベント全体の企画・調整・管理業務

③ 街歩きツアーイベントのツアー募集・選考・調整

④ 街歩きツアーイベント参加者対応及びプロモーション・実施

(募集事務、WEBサイトの制作・運営、パンフレットとポスターの作成・設置、参加者募集PR活動等の展開、街歩きツアーイベント実施など)

⑤ オープニングイベント参加者対応及びプロモーション・実施

(募集事務、WEBサイトの制作・運営、参加者募集PR活動の展開、オープニングイベント実施など)

⑥ その他

上記のほか、応募者独自の企画提案があれば記載すること(なお、本提案に要する経費は契約金額に含むものとする)。

#### イ 見積書

見積りに際しては、以下の点に留意すること。

- ① 見積りの総額は消費税等諸税を含む金額とすること。
- ② 経費について、金額は仕様書に記載の事業実施項目ごとに積算の上、経費内訳・細目を記載すること（経費合計は「3 事業提案上限額」を超えないこと）。

#### (2) 提出部数と提出体裁

提出物	社名、ロゴマーク等	会社印	提出部数
ア 企画提案書 ※ 片面印刷、左上をクリップで留めたもの (製本・ステープル留め等不可)	なし	なし	10部
イ 見積書 ※ 各社の書式により提出可	あり *	あり	1部
	なし	なし	9部

\* 上記に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。

#### (3) 提出方法及び提出場所

##### ア 提出方法

郵送または持参とする（宅配便不可）

##### イ 提出先（宛先）

〒162-0801

東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課

地域の街歩きツアー発信事業担当

※ 提出物の封筒等に『地域の街歩きツアー発信事業実施委託事業者選定企画審査会資料』と朱書きすること。

#### (4) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。

### 8 選考の評価ポイント

企画審査会においては、公益財団法人東京観光財団が別途定める『地域の街歩きツアー発信事業実施委託事業者選定企画審査会 審査要領』に基づき、選考する。評価基準については、以下のとおりとする。

#### (1) 全体

- ・ 事業目的を的確に理解し、事業の実現性が高い明快な提案内容となっているか

- ・ 事業の実施体制はその遂行に支障のないものとなっているか
  - ・ 事業スケジュールは作業を滞りなく円滑に進められるものとなっているか
- (2) 街歩きツアーイベントの企画・実施
- ・ ツアーの応募・選定は事業の主旨に沿ったスキームとなっているか
  - ・ WEBサイト・パンフレットの制作および公開・配布等はツアーイベント参加者募集等に効果的な方法を提案しているか
  - ・ ツアーイベントについて参加者からの応募と参加費用の決済、ツアーイベント実施への対応方法は問題無く安全に出来るものを提案しているか
- (3) オープニングイベントの企画・実施
- ・ 企画内容は事業の主旨に沿ったスキームとなっているか
  - ・ その後の街歩きツアーイベント参加につながり、より多くの参加者が見込めるものを提案しているか
  - ・ 参加者からの応募やオープニングイベント実施への対応方法は問題なく出来るものを提案しているか
- (4) イベントPRについて
- ・ 事業の主旨に沿い、多様な客層に訴求するための効果的なPR方法を提案しているか
  - ・ 外国人向け街歩きツアーの参加者募集については、実際の外国人旅行者の動向（旅ナカ予約等）等も踏まえたものを提案しているか
- (5) 経費等の妥当性
- ・ 提案内容に対する経費は妥当か
  - ・ 経費の配分は妥当か

## 9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を文書にて通知する。なお、審査内容にかかわる質問については一切受け付けない。

## 10 質問等

- (1) 仕様書及び委託事業者選定に関する質問は、質問の受付期間中に電子メールにて受け付ける。
- (2) 質問は、ワード形式（別紙様式1）で作成し、電子メールに添付の上、送付すること。
- (3) 質問内容は、事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し電子メールにて一斉に回答する。

※ 質問送付先メールアドレス [chiiki@tcvb.or.jp](mailto:chiiki@tcvb.or.jp)

（メールの件名に「地域の街歩きツアー発信事業（質問）」と記載すること。）

## 11 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。

(3) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届（別紙様式2）を提出すること。

1 2 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課

地域の街歩きツアー発信事業担当

（直通）03-5579-2682

以上